

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会委員長に対する 行政文書開示請求に関する 決定について	平成23年10月27日 国家公安委員会会務官
--------------------	--	---------------------------

(略)

## 1 改正の趣旨

東日本大震災に伴う岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に的確に対処するため、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官を増員する。

## 2 改正の内容

- (1) 岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を定める（附則第29項）。

なお、平成25年度までの増員数は次のとおりとし、平成26年度以降は、被災地の復興と治安の回復の状況に応じて、必要な増員数を決定することとする。

平成23年度	岩手県	130人
	宮城県	270人
	福島県	350人
	計	750人
平成24年度	岩手県	130人
	宮城県	270人
	福島県	350人
	計	750人
平成25年度	岩手県	70人
	宮城県	175人
	福島県	295人
	計	540人

- (2) 改正政令は、公布の日から施行する。

公安委員会 説明資料No. 3	警察庁長官に対する異議申立てに係る決定 について(行政機関情報公開法関係)	平成23年10月27日 総務課
--------------------	--	--------------------

(略)

## 1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁では、第2四半期監察の全国統一実施項目を「留置管理業務の実施状況」と定め、2(1)から(4)の各項目について、東日本大震災による被害が甚大な3県警察（岩手、宮城及び福島）を除き、警察庁本庁は警視庁など13都道県警察に対して、管区警察局は31府県警察に対して、監察を実施した。

## 2 監察実施結果

### (1) 留置管理業務の基本的事項の徹底状況

- ・ 本部及び警察署では、警察署長や留置主任官、新任の留置担当官に対し、留置管理業務の基本的事項について、指示や指導教養が適切に実施されていた。

### (2) 留置事故等の防止対策の徹底状況

- ・ 警察署では、逃走事故を想定した挙措的な訓練を実施していないなど、留置事故を防止するための取組が不十分な事例が認められたため、改善するよう指導した。
- ・ 警察署では、「被留置者金品出納簿」について、定められた記載要領に沿って記載していないなど、被留置者の所持金品等の厳正な保管・取扱いが行われていない事例が認められたため、改善するよう指導した。
- ・ 本部及び警察署では、大震災等に備え、非常計画の見直し等が適切に行われていた。

### (3) 不適正処遇事案の防止対策の推進状況

- ・ 本部では、警察署に対して、男性留置担当官が女性被留置者の処遇を行う場合の留意事項について指示していないなど、女性被留置者に対する適正処遇を徹底するための取組が不十分な事例が認められたため、改善するよう指導した。

### (4) 留置担当官の士気高揚施策等の取組状況

- ・ 本部及び警察署では、留置担当官の任用明け後は、専務係への登用に努め、いわゆる登竜門制度を運用するなど、留置担当官の士気高揚に取り組んでいた。

## 3 今後の取組

今回の監察において不十分と認められた点については、今後の随時監察、巡察等を通じて、その改善措置状況を検証していく。

## 1 勲 章

### (1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成23年11月9日(水) 10時30分から11時10分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 182名 (受章者97名、配偶者85名)

### (2) 勲章受章状況

ア 受章者 1, 939名

イ 内 訳

○ 元警察職員 1, 925名

○ 民 間 14名

国家公安委員会委員1名、県公安委員会委員長3名、交通安全協会役員2名

防犯協会役員1名、警備業協会役員2名、警察嘱託医5名

○ 勲 等 別 ※( )内は危険業務従事者叙勲

旭日中綬章 2名

瑞宝中綬章 8名

旭日小綬章 3名

瑞宝小綬章 56名

旭日双光章 4名

瑞宝双光章 1, 176名 (1, 162名)

瑞宝单光章 690名 ( 678名)

ウ 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全 体 71.5歳

春秋叙勲 78.1歳

危険業務従事者叙勲 71.2歳

## 2 褒 章

### (1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成23年11月11日(金) 10時30分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 78名 (受章者46名、配偶者32名)

### (2) 褒章受章状況

ア 受章者 49名

イ 内 訳

藍綬褒章 49名

防犯功績42名、交通安全功績7名

公 安 委 員 会

平成23年度警察庁補正予算

平成23年10月27日

説明資料No. 6

(第3号) (案) の概要について

会 計 課

1 追加額 46,753百万円

## 2 内 容

(1) 災害警備活動に要する経費 12,555百万円

ア 装備資機材の整備 1,029百万円

行方不明者の捜索等に必要な装備資機材の整備に要する経費

イ 活動旅費等 11,526百万円

災害警備活動に従事する機動隊員等に係る活動旅費、車両燃料費等

(2) 災害復旧に要する経費 3,794百万円

ア 警察施設 2,695百万円

イ 装備資機材 201百万円

ウ 警察情報通信基盤 898百万円

(3) 被災地の安全確保に要する経費 22,647百万円

ア 人的基盤の充実強化 36百万円

被災地の安全・安心を確立するためのパトロール活動等に従事する

地方警察官の増員に要する経費

イ 活動基盤の整備 12,092百万円

被災地でのパトロール活動等に使用する警察用車両、警察用航空機  
及び装備資機材の整備に要する経費

ウ 警察情報通信基盤の整備 10,145百万円

余震発生時における通信途絶を防止するための通信回線の堅牢化等  
の警察情報通信基盤の整備に要する経費

エ 交通安全施設の防災機能の強化 374百万円

被災地における信号機の減灯防止対策等を行うための交通安全施設  
等の整備に要する経費

(4) 緊急防災対策に要する経費 7,757百万円

ア 原子力関連施設の安全確保 1,575百万円

自然災害等の発生時における原子力関連施設の安全確保に必要な装  
備資機材の整備に要する経費

イ 災害現場等における応急通信対策の強化 6,182百万円

災害時における情報伝達体制を確保するための映像伝送システムの  
強化等、災害に強い警察情報通信基盤の整備に要する経費

公 安 委 員 会	東ティモールへのJICA短期派遣 専門家の派遣について	平成23年10月27日 国際課
説明資料No. 7		

## 1 経緯

- 東ティモールは、平成14年にインドネシアから独立。平成18年から治安状況が極度に悪化し、東ティモール国家警察は崩壊したため、同年、国連安保理は東ティモール警察再建等を目的とした国連東ティモール統合ミッションの設立を決議。
- 現在の治安は、不安定要素を抱えつつも概して安定しており、本年3月、国連警察から東ティモール警察への警察権限が移譲完了。
- 東ティモール政府は、我が国警察を参考にした交番 (Police Post) を設置するほか、平成23年に策定した戦略開発計画において、コミュニティ・ポリーシング (Community Policing) を警察活動の中心の一つに位置付け。今次、東ティモール政府から日本に対し、同分野についての支援要請があったため、これを受けて警察庁警察官2名をJICA短期派遣専門家として東ティモールに派遣することとしたもの。

## 2 派遣概要

### (1) 期間

47日間（出国：11月7日、帰国：12月23日）

### (2) 活動

- 東ティモールにおいて、日本における警察活動の紹介等を行いつつ、現地の情勢を視察・分析し、同国のコミュニティ・ポリーシングの推進方策に係る助言・指導等を行う。
- 派遣中は東ティモールJICA事務所を拠点としつつ、東ティモール警察本部にも執務場所を設けて活動を行う。

## 3 これまでの支援

### (1) 国連平和維持活動への文民警察要員派遣

- ・ 国連東ティモールミッション：3名（平成11年）
- ・ 国連東ティモール統合ミッション：4名（平成19年～20年）

### (2) 日本における東ティモール警察官受入研修

- ・ 国別研修（地域警察）：計15名（平成21年～23年）
- ・ 集団研修：計17名（平成13年～23年）

※ 国別研修は、1国のみに対し実施するもの。集団研修は、研修テーマごとに複数国から研修員を受け入れて実施するもの。

公安委員会 説明資料No.8	携帯電話販売店に対するフィルタリング 推奨等実態調査（第2回）の結果について	平成23年10月27日 少　年　課
1 調査の概要	(1) 調査の目的 児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの一層の普及を図るため、携帯電話事業者等における取組状況の検証等を目的として携帯電話販売店に対する第2回の実態調査を7月～8月にかけて実施（前回は平成22年12月）。 (2) 調査対象 携帯電話の加入契約を行っている全国1,600店舗（前回は1,630店舗） (3) 調査方法 警察職員等が店頭に出向いて、調査員の身分、調査の目的等を明らかにすることなくフィルタリングの推奨状況等について対面で聞き取ることにより実施。調査終了後、身分を明かし、本調査の趣旨を説明の上、今後のフィルタリングの普及促進についての協力を求めた。	1頁
2 調査結果の概要	○ 「知識が乏しい保護者に対し、より安全なフィルタリングの利用を促す説明・姿勢であったか。」の全般的評価として、説明も概ね十分で熱意も感じられた販売店は69.3%であったが、前回調査からは9.7ポイント向上した。 ○ 業態別及び事業者系列別で見ると、説明も概ね十分で熱意も感じられた販売店の割合が、各業態及び大手3社系列で、いずれも10ポイント前後向上したが、業態間や事業者系列間で差が見られた。 ※業態別 専売店72.1%、家電量販店64.1%、その他代理店62.7% (前回63.1%) (前回52.1%) (前回52.0%) ※系列別（大手3社） A社系列76.6%、B社系列75.5%、C社系列65.9% (前回63.2%) (前回67.5%) (前回51.4%)	4頁 9頁 14頁
3 今後の対策	○ 他方、全体の約3割は、改善を要すると認められ、個々の販売店によっては、不適切な説明・推奨の状況も見られた。 (例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 携帯でフィルタリングをかけても、自宅のパソコンで見ることができますから意味がないですよ。保護者名義で購入して使わせればフィルタリングをかけなくても大丈夫ですよ。</li><li>・ 中学2年なら（フィルタリングがなくても）大丈夫ですよ。そんなに変なサイトは見ないと思いますよ。</li><li>・ （小学6年生女子にホワイトリスト方式をとることについて）これだと何のサイトも見れなくなり、子どもさんがかわいそうだ。（子ども向け携帯について）やりとりが限定されるので、やめておいた方がよい。</li><li>・ （フィルタリングという言葉すら出なかったので、調査員の方から尋ねたところ）フィルタリングは付けても付けなくてもどちらでもいいですよ。保護者の方の意向ですから。</li><li>・ フィルタリングは原則加入ではなく、法律もありません。</li></ul>	26頁
	フィルタリングの100%普及を目指して、今後とも、携帯電話事業者等に対する指導・要請及び児童・保護者等に対する普及啓発活動を継続して推進する。	

公安委員会	刑法等の一部を改正する 法律案等について	平成23年10月27日
説明資料No. 9		刑事企画課

## 1 刑法等の一部を改正する法律案等の概要

### (1) 刑の一部の執行猶予制度

ア 初入者に対する刑の一部の執行猶予制度

(ア) 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の輕重その他の事情を考慮して、再犯防止のために必要かつ相当と認められるときは、1年以上5年以下の期間、その一部の執行を猶予することができるものとすること。

(イ) (ア)の場合においては、猶予の期間中、保護観察に付することができるものとすること。

イ 薬物使用者等に対する刑の一部の執行猶予制度

(ア) 薬物使用等の罪を犯した者がその罪又はその罪及び他の罪について3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の輕重その他の事情を考慮して、規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再犯防止のために必要かつ相当と認められるときは、1年以上5年以下の期間、その一部の執行を猶予することができるものとすること。

(イ) (ア)の場合においては、猶予の期間中、必要的に保護観察に付するものとすること。

### (2) 社会貢献活動を特別遵守事項とする制度

保護観察対象者の特別遵守事項の類型(更生保護法第51条第2項各号)に以下を加える。

- ・ 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。

## 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正（刑法等の一部を改正する法律案附則第12条）

暴対法においては、指定暴力団の指定の要件として、全暴力団員等の人数に占める犯罪経歴保有者の割合が一定以上であることが定められているところ、一部執行猶予の判決を受けた者のうちそのような犯罪経歴保有者に含まれる者の範囲を明確にするため、所要の改正を行うもの。

## 3 今後の予定

本年11月4日に閣議決定の後、今臨時国会に提出の見込み。

## 1 不正プログラム感染事案への対応

### (1) 三菱重工業における不正プログラム感染事案

三菱重工業(株)では、8月中旬に同社サーバが不正プログラムに感染している可能性を認知し、調査の結果、本社を含む複数の事業所のサーバやパソコンが不正プログラムに感染していることが判明。9月30日、警視庁において、同社から被害届を受理し、現在、捜査中。

### (2) 衆議院における不正プログラム感染事案

衆議院では、8月下旬にサーバが不正プログラムに感染している可能性を認知し、情報流出の有無を含め、引き続き調査を実施。警察としては、衆議院からの相談を受け、事実関係の確認を進めるとともに、「衆議院サーバ等ウイルス感染防止対策本部」(本部長：庶務部長、オブザーバ：警察庁等)に参画し、再発防止対策等について検討。

## 2 政府の取組

### (1) 内閣官房情報セキュリティセンターの取組

内閣官房情報セキュリティセンターでは、我が国防衛産業関連事業者等に対するサイバー攻撃事案を受け、10月7日、情報セキュリティ政策会議(議長：内閣官房長官、構成員：国家公安委員会委員長等)を開催。政府・民間双方向の情報共有等を通じた官民連携の強化について官房長官から指示があり、「官民連携の強化のための分科会」(課長級)が設置されたところ。

### (2) 経済産業省の取組

経済産業省では、10月25日、サイバー攻撃による被害拡大防止のため、防衛関連事業者等13団体を構成員とする「サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)」を立ち上げ、情報共有の場を構築。

## 3 警察の取組

### (1) 総合力を發揮した取組の推進

警察庁では、10月5日、次長を長とし、全局部の長が参画する部門横断的な委員会を設置。10月21日、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」を制定して社会全体の対処能力の強化を促進するための総合的な対策を推進中。

### (2) サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策担当課長会議の開催

10月27日、管区警察局及び関係都道府県警察等を招致し、サイバー攻撃事案への取組の強化を指示予定。

公安委員会	スペイン・アストゥリアス	平成23年10月27日
説明資料No. 11	皇太子賞の受賞について	警備課

## 1 概要

本年9月7日、アストゥリアス皇太子賞財団は、2011年アストゥリアス皇太子賞・共存共栄部門賞を「フクシマの英雄達」に授与する旨を発表し、10月21日、同賞の授与式を開催。

同賞は、科学、文化、社会の各分野において国際的に活躍し、人類に貢献しているとみなされた個人、機関、組織に対し贈られるもので、欧州及び米州において最も栄誉ある賞の一つとして認められている。

## 2 授与式

### (1) 日時（現地時間）

本年10月21日（金）午後6時30分から午後7時45分までの間

### (2) 場所

スペイン国アストゥリアス州オビエド市 カンポアモール劇場内

### (3) 出席者

- 同賞の授与式には、警察（2人）、消防（1人）及び自衛隊（2人）の代表者がそれぞれ出席。警察における代表者は次の2名。

・ 警視庁警備部警備第二課管理官

大井川 典次（おおいがわ よしつぐ） 警視（56歳）

### 【功績】

3月17日、福島第一原子力発電所3号機の使用済み燃料貯蔵プールに向け、高圧放水車により約44トンを放水した警視庁機動隊の指揮をとった。

- ・ 福島県双葉警察署長（当時）（現福島県警察本部警備部公安課長）  
渡邊 正巳（わたなべ まさみ） 警視（57歳）

### 【功績】

福島第一原子力発電所のある双葉町等を管轄する福島県双葉警察署長として、最後まで現場に残って、自らもお年寄りや病人に寄り添いながら、周辺住民の避難誘導活動の指揮をとった。

- なお、消防からは、3月19日に福島第一原子力発電所3号機使用済み燃料貯蔵プールに大量放水を行った消防救助機動部隊（ハイパーゲンキュー部隊）総括隊長（消防司令）が、自衛隊からは、同発電所に対する放水・給水活動、除染活動の指揮をとった中央特殊武器防護隊長（1等陸佐）及び3月17日に同発電所3号機の直上からの空中放水の指揮をとった第104飛行隊長（2等陸佐）がそれぞれ出席。

## 3 その他

副賞の5万ユーロについては、関係省庁とも調整しつつ、適当な団体等に寄付する方向で検討中。

**1 被害状況** (10月26日現在。以下同じ。)

死者：15,829人、行方不明者：3,725人、負傷者：5,943人

**2 警備体制**

- これまでに全ての都道府県警察から約80,000人の警察官を派遣。
- 約5,400人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約1,800人（岩手約400人、宮城約600人、福島約800人）

**3 これまでの特別派遣部隊の数等**

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 25,300人	約 31,900人	約 22,900人	約 80,100人
人・日(延べ)	約233,800人	約289,000人	約211,500人	約734,300人

**4 主な災害警備活動****○ 行方不明者の捜索活動**

岩手県警察では約180人（うち特派約150人）、宮城県警察では約80人（自県のみ）、福島県警察では約60人（自県のみ）の態勢で捜索活動を継続。

**○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 特別派遣部隊約240人態勢で、警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。  
※ 警戒区域設定後、6か月間の検問台数は、約915,000台（1か月平均約152,600台）、うち立入拒否車両は約13,500台。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約200人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

**○ 身元確認**

警察官約90人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,900体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約95%）。

**○ 防犯及び犯罪取締り**

仮設住宅を始めとした被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。

## 1 概要

指掌紋自動識別システムにおいて、平成19年の更新時に、業者が遺留掌紋の特徴を数値化するプログラムの一部を指紋用と取り違えたため、遺留掌紋と押なつ掌紋の類似度の計算が不正確となったもの。

## 2 経緯

- 平成19年1月 システム更新時に業者がプログラムの取り違え
- 平成23年5月 掌紋担当者教養時に画像と数値の差を認知、調査依頼
- 平成23年6月 業者から技術的に誤差が発生する場合がある旨の回答
- 平成23年7月 他にも画像と数値の差を確認したため、再調査を指示
- 平成23年10月4日 業者が情報管理課にプログラムの取り違えを報告
- 平成23年10月8日～11日 無期刑以上の重要犯罪に係る遺留掌紋記録  
約4千の画像について再計算を実施
- 平成23年10月12日～ 犯罪鑑識官において特別体制を編成し、上記  
の画像について押なつ掌紋と目視による再照合を開始

## 3 掌紋照合業務に及ぼす影響

- 平成19年以降の遺留掌紋記録は約10万画像(平成23年10月6日現在)。
- このうち再計算を実施した4千の画像の類似度1位の7割が入替り。
- このうち殺人・強盗殺人事件に係る約千の画像について再照合した結果、新規の被疑者の特定に繋がる可能性のある掌紋は確認されなかった。

## 4 捜査に及ぼす影響

- 掌紋の一致の確認は目視により行っていることから、本件に起因する犯人の誤認はあり得ない。
- 類似度が正確に計算できなかつたことにより、類似候補からはずれて目視による照合がなされず、遺留掌紋からの被疑者の特定及び押なつ掌紋からの余罪の確認に支障が生じた可能性は否定できない。
- 平成19年1月以降に遺留掌紋記録として登録されたものの、既に時効を迎えた事件の被疑者を検挙できなかつた可能性も否定できない。

## 5 今後の対策

- 都道府県警察には、10月7日付けで遺留掌紋の照会・確認に万全を期すよう指示済。
- 11月上旬までに、端末プログラム及び遺留掌紋データの一斉修正を実施。これにより、通常業務が正常化。
- 通常業務とは別に、残る遺留掌紋記録全てについて、再計算を来年1月末までに、目視による再照合を来年末までに実施。